

令和5年海審第5号

裁 決
漁船A火災事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを懲戒しない。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月6日09時35分

長崎県比田勝港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 85トン

全 長 42.08メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 669キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

ア 船体構造等

Aは、平成5年7月に進水した大中型まき網漁業に灯船として従事する鋼製漁船で、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室下層の上甲板には、船首側から順に船長室、食堂、シャワー室等が、その下層には船員室及び機関室がそれぞれ配置されており、操舵室右舷側に設けられた扉から船外や食堂等に連絡されていた。

イ 操舵室内の設備等

Aは、操舵室前部中央に操舵スタンドが、その右舷側にレーダー、機関操縦盤が、左舷側にGPSプロッター、魚群探知機等がそれぞれ配置され、同室後壁から前方に長さ約3.4メートル、幅約2.7メートルの範囲で床面から約0.7メートル高くなった区画（以下「後部区画」という。）にはカーペットが敷かれており、同区画の右舷側には無線機等が、左舷側には魚群探知機、同機モニター等がそれぞれ配置されていた。

ウ 後部区画の暖房設備

Aでは、後部区画の暖房設備として、平成28年頃から床や壁に固定されていない可搬式の電気ストーブ（以下「後部ストーブ」という。）が使用され、後部ストーブは、前面が方形で、本体の水平方向にハロゲン式発熱体を上下2本備えていたものの、下側が使用できず、本体の電源コードを延長する改造が施され、転倒時に発熱体の回路を遮断するスイッチ（以下「転倒スイッチ」という。）が故障していた。

(2) 受審人の経歴

a 受審人は、（省略）平成27年頃から専任の船長職に就いてい

た。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首1.9メートル船尾3.9メートルの喫水をもって、令和元年11月25日06時00分長崎県樫ノ浦漁港を船団の僚船3隻とともに発し、同県対馬上島北東方沖合の漁場に向かった。

a 受審人は、前示漁場で操業したのち、越えて12月5日06時頃荒天避泊を行うために同漁場を発進し、07時15分唐舟志港A防波堤灯台（以下「唐舟志灯台」という。）から091度（真方位、以下同じ。）2.2海里の地点付近で、日本型錨を水深約70メートルの海中に投じ、錨索を船首から約200メートル延出し、機関を停止して船首を北西に向け、錨泊を開始した。

a 受審人は、漁ろう長から漁場に向けて移動する旨の連絡を受け、翌6日08時30分昇橋し、08時35分後部区画の左舷側後方にあった後部ストーブの電源を入れ、暖をとりながら次の漁場に向けた事務作業を行った。

09時20分a 受審人は、洗髪をするために事務作業を一時中断し、後部ストーブの電源を入れたまま、操舵室を無人として降橋し、シャワー室に向かった。

a 受審人は、洗髪を終えて食堂に入ったところ、09時35分焦げたような異臭に気付いて操舵室に戻ると、同室内に煙が充満していることを発見し、Aは、唐舟志灯台から091度2.2海里の地点において、操舵室が火災となった。

当時、天候は曇りで風力3の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、高さ1.0メートルの波浪があった。

a 受審人は、直ちに食堂に設置された持ち運び式泡消火器で消火

を試みるも、火勢が衰えず、雑用水ポンプを使用した放水に変更して消火作業を行い、１０時００分頃鎮火し、僚船にえい航されて長崎港に引き付けられた。

火災の結果、操舵室がほぼ全焼したが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件火災は、比田勝港南東方沖合において、錨泊中、操舵室内から発火したことによって発生したものであるが、発火原因については明らかにすることができない。

a 受審人を懲戒しない。

よって主文のとおり裁決する。

令和７年２月２５日

海難審判所

審判長 審判官 西村 勇 二

審判官 廣 畠 貫 治

審判官 覺 前 修